

債権差押命令申立書

収入印紙

仙台地方裁判所第4民事部 御中

平成____年____月____日

申立債権者(住所) 仙台市青葉区 丁目 番号
(氏名) _____ 印

電話 _____ - _____ - _____

ファクシミリ _____ - _____ - _____

当事者 }
請求債権 } 別紙目録のとおり
差押債権 }

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力のある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

添付書類等

- | | | | | |
|---|--------------|-------|---|--------------|
| 1 | 執行力ある債務名義の正本 | _____ | 1 | 通 |
| 2 | 同送達証明書 | _____ | | 通 |
| 3 | 資格証明書 | _____ | | 通 |
| 4 | 陳述催告申立書 | _____ | 1 | 通 (申立ては任意です) |
| 5 | 収入印紙 | _____ | | 円 |
| 6 | 郵便切手 | _____ | | 円分 |

当事者目録

「債権者」及び「債務者」の住所・氏名は、いずれも債務名義（判決、仮執行宣言付支払督促、公正証書などのことです。）に記載されているとおりに記載してください。

債権者（住所）仙台市青葉区 丁目 番号
（氏名）

（送達場所）レ住所に同じ

債務者（住所）（債務名義上の住所）
仙台市太白区 丁目 番号
（現住所）
仙台市泉区 丁目 番号
（氏名・社名）
フ リ ガ ナ

債務名義に記載された住所と、現住所が異なる場合（判決をもらった後に引っ越した場合など）は、債務名義上の住所と現住所を併記してください。

その場合には、転居の経過が分かるように、住民票写し、戸籍附票写しなどを提出してください。

第三債務者（住所）仙台市若林区 丁目 番号

（氏名・社名）

株式会社 銀行

代表者代表取締役

（送達場所）

仙台市若林区 丁目 番号

株式会社 銀行若林支店

第三債務者とは債務者にお金などを支払うべき立場にある人のことです。

第三債務者については、個人の場合は住所、氏名を、会社の場合は資格証明書に基づいて、本店の所在地、名称及び代表者の名前を記載してください。

債務者の銀行預金を差し押さえる場合、送達場所として、差し押さえるべき預金がある支店の所在地及び支店名を記載してください。

請求債権目録

1 債務名義の表示

債務名義の表示に従って記載してください。

判決なら 地方裁判所 平成 年()第 号判決正本
支払督促なら 簡易裁判所 平成 年()第 号仮執行宣言付支払督促正本
調停調書なら 簡易裁判所 平成 年()第 号調停調書正本
公正証書なら 法務局所属公証人 作成平成 年第 号公正証書正本
など

2 請求債権 合計 金 _____ 円 (下の(1)~(4)の合計)

(1) 元金 金 _____ 円

(2) 利息 金 _____ 円

元金に対する平成 年 月 日から平成 年 月 日
まで、年 _____ パーセントの割合による金額

利息・損害金を請求する場合は、請求の始期、終期、利率を特定して記載してください。

(3) 遅延損害金 金 _____ 円

元金に対する平成 年 月 日から平成 年 月 日(申立の日)
まで、年 _____ パーセントの割合による金額

損害金は、債務名義上、元本が完済されるまで請求できる場合であっても、申立ての当日までに限定して算出し、記載してください。

債務名義上、期限の利益の喪失約款があり、債務者が期限の利益を失ったことに基づき、債権差押命令を申し立てる場合は、債務者が期限の利益を喪失した事実を記載してください。
(記載例)

「なお、債務者は、平成 年 月 日に支払うべき金員の支払を怠ったので、同日の経過により期限の利益を喪失したものである。」

(4) 執行準備費用及び執行費用

執行文付与手数料	金 300円
送達証明書交付手数料	金 150円
資格証明書交付手数料	金 1,000円
本申立手数料	金 4,000円
本申立書作成及び提出費用	金 1,000円
差押命令送達料	金 3,110円
小計	金 9,560円

以下は例示です。よく調査の上，事案に応じて記載してください。

差押債権目録（銀行預金）

金 _____ 円

請求債権額を超えることはできません。以下同様です。

ただし，債務者が第三債務者（ _____ 支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち，下記記載の順序に従い，頭書金額に満つるまで。

差し押さえるべき預金がある支店名等を記載してください。

差し押さえるべき預金の順序を記載してください。一般的には以下の順序になります。

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし，先物為替予約がある場合には，原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは，次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは，口座番号の若い順序による。

なお，口座番号が同一の預金があるときは，預金に付せられた番号の若い順序による。

差押債権目録（株式会社ゆうちょ銀行）

金 _____ 円

ただし，債務者が第三債務者に対して有する下記貯金債権（仙台貯金事務センター扱い）にして，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの

- (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは，記号番号の若い順序による。

なお，記号番号が同一の貯金が数口あるときは，貯金に付せられた番号の若い順序による。

差押債権目録

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構)

金 _____ 円

ただし，債務者が第三債務者に対して有する下記郵便貯金債権（株式会社ゆうちょ銀行仙台貯金事務センター扱い）にして，下記に記載する順序に従い，頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 先行の差押え，仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え，仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の郵便貯金があるときは，次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金（預入期間が経過し，通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (2) 定額郵便貯金（預入の日から起算して10年が経過し，通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (3) 積立郵便貯金（据置期間が経過し，通常郵便貯金となったものを含む。）

- (4) 教育積立郵便貯金（据置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (5) 住宅積立郵便貯金（据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (6) 通常郵便貯金（(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。）
- 4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。
なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。
-

差押債権目録（会社員の給料・退職金）

金 _____ 円

- 債務者（ _____ 勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。
- (1) 給料（基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1
（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
 - (2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1
（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
なお、(1)、(2)により弁済しないうちに退職したときは、
 - (3) 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1
-

差押債権目録（公務員の俸給・退職金）

金 _____ 円

- 債務者（ _____ 勤務）が第三債務者から支給される、本命令送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書金額に満つるまで。
- (1) 俸給、扶養手当、調整手当、超過勤務手当のうち、所得税、住民税、共済組合掛金を控除した残額の4分の1 手当は具体的に列挙してください。
（ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）
 - (2) 期末手当、勤勉手当のうち(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1
（ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額）

なお、(1)，(2)により弁済しないうちに退職したときは、
(3) 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1

差押債権目録（役員報酬）

金 _____ 円

債務者が第三債務者から、本命令送達日以降に支払いを受けるべき役員報酬、賞与から所得税、住民税、社会保険料を差し引いた残額にして、頭書金額に満つるまで。

上記により弁済しないうちに退職したときは、役員退職慰労金から所得税、住民税を差し引いた残額にして頭書金額に満つるまで。

差押債権目録（給料・役員報酬）

金 _____ 円

1 債務者が第三債務者から、本命令送達日以降に支払いを受けるべき下記債権にして、頭書金額に満つるまで。

(1) 給料（基本給と諸手当、ただし通勤手当を除く。）から給与所得税、住民税、社会保険料を控除した残額の4分の1

ただし、上記残額が月額44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

(2) 賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額の4分の1

ただし、上記残額が44万円を超えるときは、その残額から33万円を控除した金額

(3) 役員として毎月または定期的に支払いを受ける役員報酬または賞与から(1)と同じ税金等を控除した残額

2 なお、上記1の(1)，(2)，(3)により弁済しないうちに退職したときは、下記債権にして、上記1の(1)，(2)，(3)と合計して頭書金額に満つるまで。

(1) 退職金から所得税、住民税を控除した残額の4分の1

(2) 役員退職慰労金から(1)と同じ税金等を控除した残額

支払期日が同日となる最終回分については、上記記載の順序により頭書金額に満つるまで。

差押債権目録 (請負代金)

金 _____ 円

債務者が第三債務者に対して有する債務者と第三債務者との間の下記工事代金にして、支払期の早いものから頭書金額に満つるまで。

記

工事名

契約日 平成 年 月 日

工期 平成 年 月 日から同年 月 日まで

差押債権目録 (継続的請負代金)

金 _____ 円

債務者と第三債務者との間の株式会社 _____ ビルの清掃及び廃棄物処理業務請負契約に基づき、毎月末日締め翌月 _____ 日支払いの約定で、債務者が第三債務者から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から同年 _____ 月 _____ 日までの間支払いを受けるべき請負代金債権のうち頭書金額に満つるまで。

差押債権目録 (賃料・強制執行用)

金 _____ 円

債務者が下記物件について第三債務者に対して有する本命令送達日以降支払期日の到来する賃料債権(ただし、管理費及び共益費相当分を除く。)にして支払期の早いものから頭書金額に満つるまで。

記

- 1 所 在
 - 2 家屋番号
 - 3 種 類
 - 4 構 造
 - 5 床 面 積
-

差押債権目録 (賃料・物上代位による担保権実行用)

金 _____ 円

下記の建物について、所有者が第三債務者に対して有する賃料債権（管理費、共益費相当分は除く。）のうち、本命令送達日以降に支払期が到来するものから頭書金額に満つるまで。

ただし、本件差押の継続中に不動産競売手続により下記建物が売却された場合は、不動産競売手続による所有権移転登記のなされるまで。

記

- 1 所 在
 - 2 家屋番号
 - 3 種 類
 - 4 構 造
 - 5 床 面 積
-

第三債務者に対する陳述催告の申立書

仙台地方裁判所第4民事部
裁判所書記官 殿

平成____年____月____日

債権者(氏名) _____ 印

債権者 _____

債務者 _____

第三債務者 _____

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てます。

「陳述催告の申立て」とは、第三債務者に対し、差し押さえるべき債権の内容に関する陳述を求める申立てのことです。
陳述催告の申立てをする場合は、債権差押命令申立てと同時に申立てをしてください。
申立手数料は無料です。